

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成25年8月9日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ニッターコーポレーション
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ニューコンビネーションプラザニッター 盛岡市青山四丁目123番3号ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成25年8月7日

2 届出年月日 平成25年7月23日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所